国の新たなマイクロチップ 登録制度が始まります。









6月1日丞に「動物愛護管理法」が改正され、ペットショップなどで販売される犬や猫へのマイ クロチップの装着と法定登録が義務付けられます。

また、すでにマイクロチップが装着されている犬・猫は、国が創設する新しいマイクロチップ 登録制度(法定登録)への移行が推奨されています。

現在、国ではすでに民間登録団体 (Fam、JKC、AIPOなど) へ登録している方向けに移行登録 サイトを開設し、事前の移行登録を受け付けています。

※詳細は次ページ以降でご案内します。